

# 令和2年度第4回岐阜県事業評価監視委員会

## 議事要旨

1. 日時：令和2年11月18日（水）13：30～15：10
2. 場所：岐阜県水産会館 中会議室
3. 出席委員  
岐阜大学 教授 工学部  
岐阜大学 教授 工学部  
岐阜工業高等専門学校 准教授 環境都市工学科  
岐阜県森林組合連合会 理事  
岐阜商工会議所 副会頭  
岐阜県商工会女性部連合会 副会長  
公募 NPO法人 WOOD AC 理事  
公募 会社員  
八嶋 厚  
篠田 成郎  
水野 剛規  
石田 五秀  
井手口 哲朗  
河村 真喜子  
塩田 佳子  
森下 智代巳
4. 議事要旨署名委員の指名について  
委員長が署名委員として水野委員、森下委員、石田委員を指名。
5. 議事
  - (1) 再評価実施箇所の説明及び審議
    - ①河川事業：河川総合開発事業「一級河川 水無瀬川 水無瀬生活貯水池」[県事業]
    - ②河川事業：総合流域防災事業「準用河川 村山川」[市町村事業]
    - ③街路事業：街路事業「(都) 長良糸貫線 正木工区」[県事業]
    - ④道路事業：道路改築事業(都道府県境道路整備補助)「(一) 羽島稲沢線 下中町工区」  
[県事業]
  - (2) 社会資本総合整備計画評価の説明及び審議
    - ①道路建設課：人・モノの交流拡大につながる活力ある岐阜県づくり [県計画]  
(※継続審議案件)
    - ②砂防課：安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「要配慮者利用施設等を守る土砂災害対策」の推進(重点)(防災・安全) [県計画]
    - ③砂防課：安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「県民の命を守る総合的な土砂災害対策」の推進(防災・安全) [県計画]
    - ④砂防課：土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進 [県計画]

## 6. 議事要旨

### (1) 再評価実施箇所の説明及び審議

#### ①河川事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・ 審議事業：河川総合開発事業「一級河川 水無瀬川 水無瀬生活貯水池」
- ・ 説明者：河川課 鈴木課長

#### 【審議】

篠田副委員長

費用対効果分析において、治水便益しか計上していなくて利水便益が見込まれていない理由としては、定常的に利水効果を見込めるわけではないということでしょうか。それとも、利水便益についてはそもそも、事業評価の際には見込まないということでしょうか。

鈴木課長

利水面については、利水の部局で費用対効果を検討します。具体的には、県の水道部局で検討することになります。河川部局では、治水面について費用対効果を算出しています。

篠田副委員長

ということは、費用対効果分析結果は最低でも1.3あり、実際にはそれを上回る効果が期待されるという理解でよろしいですか。

鈴木課長

約60億円の総事業費のうち、治水面の費用分担分に対する費用対効果分析結果が1.3ということになります。利水面の事業評価はまだ実施されていませんが、水道部局で実際に事業を進めていく段階において、利水面の費用分担分について、費用対効果分析を行うことになります。費用対効果分析については、他のダム事業でも同様に行っています。

篠田副委員長

例えば、資料8ページ下に記載されている山之上浄水場への送水管については、約60億円の事業費に含まれていないということですか。

鈴木課長

含まれていません。利水面の事業評価を実施する際には、この部分の事業費と、ダムの事業費のうちの利水分の費用を用いて費用対効果分析を行うこととなります。

水野委員

ダムの事業費が約60億円とのことでしたが、費用対効果分析資料では、事業費が17.5億と記載されているのですが、この金額は設計料になるのですか。

鈴木課長

ダム事業費約60億円のうち、治水分担分の事業費が約20億円ということになります。

水野委員

このように治水と利水を分けて費用対効果を計算するものなのですか。

鈴木課長

それぞれダム の 効用 を 受ける 者が、それぞれ の 効用 に 応じて 費用 分担 するという のが、通常 の ダム 事業 です。例えば 多目的 ダム の ように、治水、工業用水、上水 の 目的 が あれば、それぞれ 受ける 効用 に 応じて、ダム 全体 の 事業費 を 分担 して 費用 負担 するという 考え 方で、ダム 事業 は 行っ ています。

水野委員

わかりました。前回評価時から事業費が3.2億円減っていて、消費税の控除がその理由として記載されていますが、何パーセント控除されるのですか。

鈴木課長

過去、消費税が8%の時は8%分、10%以降は10%分を控除しています。前回評価時の平成27年度では事業費の中に8%の消費税を見込んでいたのですが、国の指針により消費税分は控除することとなったため、前回評価と比較すると8%分の事業費が減っています。

水野委員

全体的に費用も効果も減って、結果的には費用対効果分析結果は前回と同じということですか。

鈴木課長

はい。

塩田委員

平成13年度から事業が始まり、既に20年近く経っていますが、国からの見直しの要請があったため事業が長引いているのか、それともダム計画というのはこのように長いスパンが必要になるものなののでしょうか。まだ工事着工に至っていないということですが、地域住民にとっては、自分が生きている間やこの地域に住んでいる間にダムができるのかということも考えられると思うのですが。

鈴木課長

一般論になりますが、ダム事業ですと、ダムによってはダム貯水池ができると自宅が沈むという方も出てきますので、そのような方々との調整に時間を要して、結果的に事業期間が長くなるという例が、全国のダム事業ではあります。この事業の場合は、貯水池になるところに人家はありません。民地はあるかもしれませんが、その調整の段階にも至っておりません。国から検証の要請があったため、必要なタイミングで検証を行い、事業をどうしていくかを決めていきます。地元の方々には、今の状況をご説明して理解をいただいているという状況です。

塩田委員

そうしますと、検証時間としては、かかって当然の期間ということでしょうか。

鈴木課長

検証については県の財政状況にもよりますが、ダム事業を実施するには、かなり

多くの予算が必要となります。県では、内ヶ谷ダムというダム事業を郡上市で実施しており、その事業に多くの事業費がかかるため、そちらを優先して進めているという事情があります。その状況を見つつ、必要なタイミングで、この事業をどうしていくかということをもダム検証という形でしっかり検証したいと思います。

井手口委員

飛騨川は今年、下呂地方で大きな洪水被害が出ましたが、この事業地はその流域にあたるわけですね。飛騨川の上流に岩屋ダムがあるので、支流である水無瀬川でも古くから事業の検討が進められてきたと思うのですが、昨今では河川の支流のバックウォーター現象がよく起こっています。水無瀬川の最新の洪水被害が平成11年ということなので、それ以降は大きな洪水被害が起こっていないということですね。ということは、昨今のバックウォーター現象のような新しい事象について、新たに便益で検討するということはされているのでしょうか。

鈴木課長

バックウォーター現象というのは、本川の水位が高くなった時に支川の水が掃けなくなって、本川につられて水位が上がるというもので、特段新しい現象というものではありません。便益を計算する際には、いろいろな条件設定がありますが、まずは水無瀬川の自流をしっかりと流せるかという条件の中で整備計画を作っています。本川が支川に影響するかどうかについては、雨の降り方などによって変わってきます。

井手口委員

昨今は、水無瀬川は危険な状態にはなっていないのですか。

鈴木課長

当該河川については、今年の雨も含め、大きな浸水被害はありません。

#### 【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「現在の調査段階を継続」を了承する。

#### ②河川事業〔事業主体：岐阜市〕

- ・ 審議事業：総合流域防災事業「準用河川 村山川」
- ・ 説明者：岐阜市 基盤整備部 河川課 陸田課長

#### 【審議】

水野委員

この事業は、河川事業と道路事業である橋梁架設が混在しているという状況になるのでしょうか。その場合、それぞれの費用対効果などがどのようになっているのか、資料から読み取れなかったのを教えていただきたいです。

陸田課長

河川事業と道路事業は混在しておらず、市は村山川の河川事業を進めているという立場です。ただ、工事箇所インターチェンジの工事が輻輳しており、国の発注工事と市の河川工事が1つの現場に入ることとなると調整が難しいため、インターチェンジの工事と輻輳する部分については国に工事を委託することとしています。

水野委員

事業内容に橋梁架設が入っていますが、今回の評価ではそれは関係なくて、河川事業のみが対象になるということですか。

陸田課長

現在、村山川に8橋梁が架かっておりますが、川を拡幅すると橋が落ちてしまうため、橋の機能復旧を河川事業で行います。この箇所の土地利用について地元及び国と調整したところ、8橋梁を復旧するのではなく、統合するという形で6橋梁で良いだろうということになり、復旧は6橋梁について行うという計画です。

水野委員

復旧というのは補修のことですか。

陸田課長

補修ではありません。河川改修により川幅が大きくなりますので、現在の橋梁を新しく建て替えるということです。

水野委員

私の理解が足りないのかもしれませんが、そのような話だと、事業の中に橋梁架設と河川改修のどちらも含まれていませんか。

陸田課長

河川改修に合わせて橋梁架替を行うため、総事業費の中に橋梁架替の費用も含まれています。

水野委員

今までそのようなケースがあまりなく、河川改修であれば河川事業、橋梁架設ですと道路事業というように分かれていましたが、今回のように両方が含まれているということだと、便益はそれぞれどのようになっているかと思い質問させていただきました。

陸田課長

河川改修に合わせて橋梁の機能復旧を行いますので、それは河川事業の中に含まれるという考えで、橋梁架替の費用も総費用の中に含み、それに対する便益を求めたところ、費用対効果分析結果は1.3ということになります。

水野委員

それは河川改修と橋梁架設の両方が含まれた形ですね。おそらく、費用を求める際にそれぞれ分けていると思ったので、それぞれの内訳がどのようなものかなど思い質問させていただきましたが、現時点では答えられないということでしょうか。それとも、含まれているものだから、それぞれについては答えられな

いということでしょうか。

説明補助者

橋梁というと道路構造物ですので、本来は道路事業の費用ではないかということをおっしゃっていると思いますが、河川改修で、例えば橋梁の幅を道路計画に合わせて広げるといふことになれば道路事業の費用となりますが、単純に橋梁延長を伸ばすだけということになると、原因者である河川事業でその費用を計上して架け替えるということになるため、橋梁架替の費用を河川改修の費用に含めて便益を計算します。

水野委員

そうすると、費用対効果については河川事業のみで考えて、費用に橋梁架替の費用を含むという形になるということですか。

説明補助者

そのようになります。

石田委員

橋梁架替の工事費が1橋で約4,200万円ということですが、6橋梁はほとんど同じパターンの橋となるのですか。

陸田課長

はい。

篠田副委員長

資料8ページの下に事業の進捗状況が示されており、凡例の黒線が「整備済」となっていますが、それが地図上のどこを示すのか教えてください。

陸田課長

転倒堰の部分になります。

篠田副委員長

転倒堰のみが整備済ということですね。

陸田課長

はい。

#### 【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

③街路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：街路事業「(都) 長良糸貫線 正木工区」
- ・説明者：都市整備課 小野課長

【審議】

水野委員

この道路はどの位の交通量を見込んでいるのですか。

小野課長

岐阜大野線の場合ですが、将来推計で、整備をしない場合は1日24,800台、整備をすると1日11,800台となりますので、13,000台位がこの道路を通るという解析結果です。

水野委員

そうすると、相当の事業効果が見込めるということですか。

小野課長

岐阜大野線の交通量が半分程度となるということで、渋滞緩和には寄与できると考えています。

【審議結果】

事業主体の対応方針(案)「継続」を了承する。

④道路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道路改築事業(都道府県境道路整備補助)「(一) 羽島稲沢線 下中町工区」
- ・説明者：道路建設課 林課長

【審議】

篠田副委員長

イタセンパラの生息域が愛知県側か岐阜県側かによらず、その生息域に配慮した工事費用については、両県で負担したという理解でよろしいでしょうか。

林課長

その通りです。

八嶋委員長

完成年度が令和5年度となっていますが、遅れることなくこの通りとなるのでしょうか。

林課長

現時点では令和5年度の見込みです。

八嶋委員長

ということは、事業評価の再評価は今回が最後ということですね。

林課長

はい。

水野委員

将来的に、羽島市側に道路をまっすぐ伸ばすという計画はあるのですか。

林課長

道路網としては、西側の道路につないで長良川を渡るというルートを考えないといけないため、羽島市も含めて、どのように整備するかということを検討していく予定です。

### 【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

## （２）社会資本総合整備計画評価の説明及び審議

### ①道路建設課：人・モノの交流拡大につながる活力ある岐阜県づくり

〔計画主体：岐阜県〕（※継続審議案件）

・説明者：道路建設課 林課長

### 【審議】

八嶋委員長

企業誘致件数の目標値が6件に対して、実績が14件ということで目標は達成したのですが、そもそもの話になりますが、手段として56事業を実施して目標値が6件の誘致というアウトカム指標自体が、県民から見るとあまりにも低い目標値に見えるはしないかと思うのですが。実際には11事業を実施しただけで14件の企業誘致ができて目標を達成しているのですが、もともとの乖離はどう県民にご報告させていただいたら良いでしょうか。

林課長

企業誘致件数については、全く計画のないものを想定で目標として計上するのが難しいため、計画時点である5年前に事業箇所周辺で企業誘致の計画がある件数を踏まえて目標を設定しました。それに対して、第2回委員会で委員からもご意見があった通り、東海環状自動車道等の効果も含まれているとは思いますが、事業箇所周辺での企業誘致の実績が14件だったということです。次期計画では、アウトカムの精度を高めていかないといけないと考えています。

篠田副委員長

事業箇所の11箇所を選定した方針がよくわかりました。今後の話としてですが、



11箇所を選定される際に、前向きに選定したのはわずか3箇所だけで、外れた箇所はネガティブな理由で外さざるを得なかったという印象を受けました。今後、このように事業箇所を選定せざる得なくなる場合は、多少の困難があっても、その困難を解決することによって、こんなに大きな効果が見込めるという所も検討いただく方が、県民にとっても夢を持っていただけるし、力になっていく事業になるのではないかと思うので、そういった視点も今後にご検討いただければと思います。

林課長

見直しの際には、そのようなことも含めて検討したいと思います。

八嶋委員長

当初計画していた56事業に対して、予算が計画通りに付かなかったということで、第2回委員会と本日の委員会で、11事業しか完成できていない理由についても丁寧にご説明いただきました。その結果の中で、本日詳細にご説明いただいたように、企業誘致件数については目標を大幅に上回って達成し、観光入込客数についても、県全体の増加率の数値を上回っていることから、計画の推進が、人・モノの交流拡大に寄与したことが大いに伺えるのではないかと思います。新たな計画においては付加される事業もあるかもしれませんが、完成に至らなかった残りの45事業の整備を今後とも進めていくことも必要だと考えられるので、計画に沿った予算を確保し、整備が進むよう努めていただきたいという意見を付して、今後の対応方針（案）を了承したいと思います。

#### 【審議結果】

計画主体の今後の方針（案）について、下記意見を付して了承する。

「完成に至らなかった事業についても計画に沿った予算を確保し、整備が進むよう努めること。」

- ②砂防課：安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「要配慮者利用施設等を守る土砂災害対策」の推進（重点）（防災・安全）〔計画主体：岐阜県〕
- ③砂防課：安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「県民の命を守る総合的な土砂災害対策」の推進（防災・安全）〔計画主体：岐阜県〕
- ④砂防課：土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進〔計画主体：岐阜県〕
- ・説明者：砂防課 古田土砂災害対策監

## 【審議】

水野委員

重点事業の整備計画目標は、平成27年度以前に設定されたと思いますが、結果的に目標を満たしたということですね。事業の進捗状況が4割程度で、115箇所が引き続き事業を実施するということになっていますが、事業箇所を全部実施すると、重点事業の整備計画目標はどれだけ残っているのでしょうか。

古田土砂災害対策監

要配慮者利用施設は4箇所残ってしまっていて、次の社会資本総合整備計画の5カ年計画の中で保全する計画です。防災拠点については相当数残っていますので、5年間では終わらず、10年かけて保全する計画で現在進めています。

水野委員

そうすると、もともとの計画で大体これ位だったら保全できるだろうという目標が要配慮者利用施設13箇所と防災拠点25箇所、それが予定通り終わりましたということですか。

古田土砂災害対策監

はい。八山系砂防総合整備計画という中期目標を立てて事業を実施しており、その中から5年間を抜き出して計画を進めているという状況です。

八嶋委員長

委員の皆様、八山系砂防総合整備計画の「八山系」の意味についてご説明いただけますか。

古田土砂災害対策監

岐阜県は地域によって地形等に特徴があるため、特徴毎に8つのブロックに分け、八山系と呼んでいます。揖斐地区、大垣地区、多治見・恵那地区、美濃地区、可茂地区、郡上地区、下呂地区、高山・飛騨地区の8つで、各々の地域の特性に応じて整備計画を立てているというものです。

八嶋委員長

岐阜県の地図というのと、土木事務所の11の区分けがしてあったり、振興局の区分けがしてあったりするのですが、この計画で八山系という区分けが違ってくるので、その区分けを最初にお示しいただけるとわかりやすかったのではないかと思います。

**【審議結果】**

計画主体の今後の方針（案）を了承する。